

平成26年(ワ)第259号 損害賠償請求事件

原告 對馬靖人

被告 藍澤證券株式会社 外1名

準備書面 1

平成26年11月13日

静岡地方裁判所沼津支部民事1A係 御中

被告藍澤證券株式会社

訴訟代理人弁護士

本 杉 明 義



同

池 田



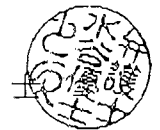
同

堀 内



同

水 谷 優 士



本準備書面では、原告の訴状における主張に対して、可能な範囲で認否反論を行う。

第1 「第1. 当事者について」

第1段落の原告に関する事実のうち、「勤務する」事実については不知。

第2段落の被告藍澤證券に関する事実については認める。

第3段落の被告ファンドクリエーションに関する主張は不知。

第4段落の事実のうち、被告藍澤證券を相手方とする、原告申立にかかる調停が行われ、被告藍澤證券が約700万円の和解案を提示したことは認める。ただし、被告藍澤證券が同和解案を提示したのは、後述するとおり、原告に対する対

応で業務に多大な支障が生じていたためであり、責任を認める趣旨では全くない。

第2 「第2. 原告及び被告藍澤証券の取引」

1 第1項について

原告が平成17年4月7日付で被告藍澤証券に総合取引口座開設申込書を提出して顧客としての登録を行ったこと、その後原告が3回にわたって本件レジットを購入したことは認め、その余は否認する。

2 第2項について

(1) 第2項(1)について、平成17年4月22日、原告が被告藍澤証券三島支店の須藤よりレジットの勧誘を受けたこと、その際前記須藤が本件レジットの目論見書を交付したことは認め、その余は否認する。前記須藤は、原告に対して、本件レジットのリスクを過少評価するような説明を行った事実はない。

(2) 第2項(2)について、投資信託の投資対象に株式、債券、不動産等の様々な種類があること、交付目録見書(甲2の1)・47頁及び請求目録見書(甲2の1)・7頁に、「営業者およびリミテッド・パートナーシップの資産及び負債」を評価する場合につき、収益還元法が用いられること及びその計算式の記載があること、レジットの基準価額が運用開始月(2003年11月)から2004年12月までおよそ1万円で推移していること、投資信託を一般にファンドと呼称し、レジットの目録見書等ではレジットのことを単に「ファンド」と呼称していることは認め、その余は否認する。

なお、レジットは、「不動産収益およびJ-REIT等の不動産関連有価証券からの収益を元利金の源泉とする利益参加型社債に投資」(甲2の1・交付目録見書・3頁)する「不動産証券投資信託」(甲2の1表紙など)である。

- (3) 第2項(3)について、交付目論見書の記載及び原告の主張する期間における分配金が45円から変更がないことは認め、その余は否認する。
- (4) 第2項(4)は、原告個人の意見にすぎないので認否できない。
- (5) 第2項(5)について、追加型株式投資信託お申込確認書(不動産証券型)(甲3)に「買戻請求に応じるに十分な金銭等を有しない場合、買戻しが、翌月以降に繰り越されることがあります。但し、請求から6ヶ月以内には当該請求に応じられ、実施日の価額にて買戻しされます。」との記載があることは認め、その余は否認する。
- (6) 第2項(6)について、交付目録見書(甲2の1)・30頁に、「ファンドは、純資産の10%の範囲内でのみ借入を行うことができます。」と記載されていることは認め、その余は否認する。
- (7) 第2項(7)は、原告が平成17年4月22日にレジットを750口申込み、平成17年5月11日に購入したことは認める。

3 第3項について

第1段落1文目は認め、その余は否認する。

第2段落1文目は認め、その余は否認する。

第3段落は、目論見書の記載に一部変更があったことは認め、その余は否認する。

第4段落は否認ないし争う。

第5段落は認める。

4 第4項について

第1段落は認める。

第2段落以下につき、平成20年9月5日付けで原告がレジットを250口、1万0088円で追加購入したことは認め、その余は否認する。

5 第5項について

原告が3回にわたり、合計1250口のレジットを1293万4206円で購入したことは認める。

第3 「第3 レジットの概要等」

1 第1項について

投資信託一般の説明は認めるが、レジットが不動産投資信託であることは争う。

2 第2項について

ア 第2項(1)について

認める。

イ 第2項(2)について

第2項第1段落ないし第3段は認め、4段落以下については否認ないし争う。

第4 「第4 突然の評価方法変更」

1 第1項から第3項について

認める。

2 第4項について

否認ないし争う。

第5 「第5 分配金の不可解な減額」

分配金及び基準価額が原告主張の推移をたどったこと、マンスリーレポートが存在すること及びマンスリーレポート（甲20）に「収益分配金に関する留意事項」というタイトルの頁が追加されたことは認め、その余は否認ないし争う。

第6 「第6 交渉経緯等」

被告従業員及び代理人弁護士が本件に関して原告からの様々な問い合わせ等に対応していることは認め、その余は否認する。原告は毎週のように被告三島支店を訪問し、何時間もわたって質問等を行い、その度に被告従業員は対応を余儀なくされ、多大な時間を要してきた。また、原告は三島駅近辺で被告藍澤証券のレジット販売に関するビラを配布したり、代理人弁護士（水野晃弁護士）に対して所属弁護士会に懲戒請求申立を行い、前回の民事調停の際にも「本件に関して本を発行したい。」等と述べて被告藍澤証券の業務に多大な悪影響を及ぼすことを示唆していた。

第7 「第7 被告藍澤証券の責任」

被告藍澤証券の法的責任に関する反論は、原告の主張整理を待って行う予定であるが、現時点で指摘できる事項は以下のとおりである。

1 債務不履行責任について

原告は、被告藍澤証券がレジットの評価方法の変更に関して管理会社に何ら責任追及しないことが債務不履行であると主張するようである。

しかしながら、被告藍澤証券が実質的受益権者のために行使することが許されている受益権は、信託証書に定められた義務違反に基づく損害賠償請求権であるところ（甲2の1・請求目録見書・13頁）、原告の主張では、その点に関する主張が欠けている。

また、仮に前記の点が明確になったとしても、前記請求目録見書の記載は「販売会社をして自己に代わって受益権を行使させることができます。」と規定す

るのみで、販売会社が受益権を行使する義務まで負担するものではない。

さらに言えば、仮に原告主張の債務不履行が被告藍澤証券に存在したとしても、原告主張の損害との因果関係が全く不明である。

2 金融商品取引法第17条に基づく損害賠償請求について

原告は、被告藍澤証券に対し、金融商品取引法第17条（目録見書の虚偽記載ないし誤解を招く記載）に基づく損害賠償請求を行う。

しかしながら、「早期売却を前提とする評価額」（甲7及び8）とは、あくまで「収益還元法に重きをおき」（甲8）、収益還元法に基づく算定結果に早期売却を前提とした一定の修正を加えたに過ぎない評価額であるから、評価方法を収益還元法から変更した事実はない。

よって、被告藍澤証券が、虚偽ないし誤解を招くような記載のある目録見書を使用してレジットを販売した事実はない。

なお、原告主張の損害賠償請求権は、「損害及び加害者を知った時から」3年以上が経過しているため、消滅時効を援用する（民法724条）。

3 不法行為に基づく損害賠償請求について

原告も認めるとおり、被告藍澤証券の不法行為責任の内容について、「現状においては不法行為の具体的な内容が不明である」ので、認否・反論ができない。

第8 「第8 被告ファンドクリエーションの責任」

被告藍澤証券の認否の限りでない。

第9 「第9 求釈明」

回答の必要性がない。

第10 「第10 最後に」

争う。

第11 「第11 まとめ」

争う。

以上